

Yashio City



市ホームページ▶

発行：八潮市 編集：秘書広報課
〒340-8588 埼玉県八潮市中央1-2-1

令和8年
(2026年)

8月号



やしお

☎048-996-2111(代表) FAX 048-995-7367 HP <https://www.city.yashio.lg.jp/> ✉hishokoho@city.yashio.lg.jp

▼ 今月の主な内容 ▼

2面：窓口受付時間を変更します 3面：令和8年度生涯学習学校開放講座 4面：ひとり親家庭支援制度

八潮の夏だ！夜市だ！盆踊りだ！



8月28日(金)

八潮夜市2026

つくばエクスプレスの開業を記念して始まった「八潮夜市」は、八潮の夏を彩る最大の風物詩となっています。ご家族、ご友人をお誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。皆さんで八潮音頭を踊って、八潮の夏を楽しみましょう。

問（一社）八潮市観光協会☎951-0323、商工観光課☎内202



日8月28日(金) 午後4時30分～9時（午後6時から開会式）
※荒天の場合は予備日29日(土)（予備日荒天の場合は中止）
場やしお駅前公園、つくばエクスプレス八潮駅構内、
八潮メセナ・アネックス
内盆踊り（八潮音頭）、模擬店、八潮産農産物直売、
プラレール・Nゲージ鑑賞など
※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。



やしお浴衣で盆踊り

夜市の会場で浴衣の着付けを行います。

問市民協働推進課☎内465

日8月28日(金) 午後5時～6時、午後6時～7時
場八潮メセナ・アネックス多目的ホールC
対中学生以上の女性
持浴衣(貸し出しあり)
定各回10人(申込順)
費1,000円(着付け代)

申8月21日までに、電話または電子メールで八潮市コミュニティ協議会事務局(市民協働推進課内✉shiminkyodo@city.yashio.lg.jp)へ
※浴衣に限りがありますので、当日受付は行っていません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市の人口と世帯数
令和8年7月1日現在

人口：93,599人(+59人) 世帯：47,962世帯(+73世帯)
男：48,492人(+14人) 女：45,107人(+45人)

県道松戸草加線道路陥没事故に関する「かわら版」

県下水道局では、県道松戸草加線の暫定供用箇所
の交通安全対策などの情報を発信しています。

問埼玉県電話相談窓口☎048-830-5988



市役所の窓口受付時間を変更します

業務改善のための時間を確保し「今後の市民サービス向上に向けた取組」を進めるとともに、「職員の働き方改革」に努めるため、窓口受付時間を変更します。

問人事課☎228

8月3日(月)から

対象施設：市役所本庁舎・保健センター・水道部

午前9時～午後4時30分

※電話受付時間も原則として同様です。

八潮市オンライン市役所を開設しました

一部の申請や届け出は、オンラインでも手続きが可能です。申請ができる各種手続きを集約したポータルサイト「八潮市オンライン市役所」を開設しましたので、ぜひご利用ください。



証明書をコンビニで取得できます

利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを使うことで、住民票の写しなどの証明書をコンビニでも取得することができます。

コンビニ交付サービスの 手数料が半額になります

サービスの普及を目指し、コンビニエンスストアなどでの証明書発行手数料が、窓口での発行手数料の半額になります。窓口と比べ短時間で発行できますので、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをご持参のうえ、ご利用ください。

問住民票・印鑑証明・戸籍関連＝市民課☎210、課税（所得）証明・非課税証明関連＝市民税課☎206

期間 8月1日(土)～令和10年3月31日(金)
手数料 戸籍謄本（抄本）220円、それ以外の証明書100円

「協働によるまちづくり」のルール「八潮市自治基本条例」

市では、「八潮市自治基本条例」に基づき、「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現を目指しています。八潮市を誇りに思えるようなまちづくりを進めるため、「協働によるまちづくり」と「八潮市自治基本条例」について考えてみましょう。

問市民協働推進課☎328

●「協働によるまちづくり」とは？

市がより良いまちになるように市民や市民活動団体、企業、行政（市役所）などが、役割を分担し、補いながら協力し合い、まちづくりに取り組んでいくことです。



●「八潮市自治基本条例」とは？

市民（企業、市民活動団体など含む）が主体となって議会や行政との協働により、「住みやすい」「住んでみたい」と思えるまちづくりを進めるために、必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めたものです。

●なぜ「自治基本条例」が必要なの？

「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づくまちづくりを進めるうえで、市民・市議会・行政それぞれの役割と責務、「まちづくり」の基本的なルールを定める必要があります。

●まちづくりを進めるための3つのポイント（自治の基本原則）

参画：行政が行う取り組みに主体的に関わること。行政は、市民に対して参画の機会を保障し、まちづくりを進める。

協働：市民・市議会・行政は「協働」を基本としたまちづくりを行う。

情報：市民・市議会・行政は、情報を共有し、市議会・行政は、市民に対して迅速かつ適切に情報を公開する。

「八潮市自治基本条例」を検証しています

この条例が社会情勢に適合しているかを定期的に検証しています。令和8年度は、八潮市自治基本条例検証委員会を設置し、施行から4回目となる検証を行っています。「八潮市自治基本条例」について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

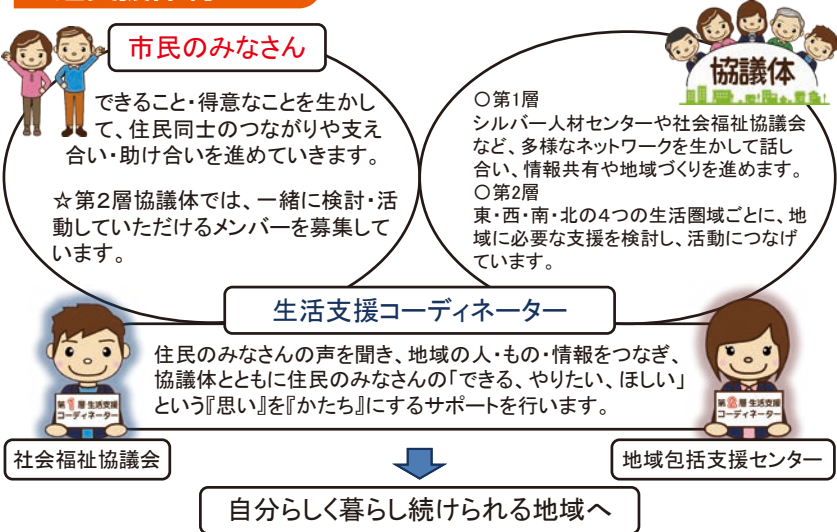


助け合い・支え合いのできる地域づくり～生活支援体制整備事業～

市では、年を重ねて日常生活に支援が必要となっても、いつまでも住み慣れた場所で生きがいを持って暮らし続けられるような地域づくりを、市民の皆さんと共に進めています。

問長寿介護課☎448

生活支援体制



やしお暮らしのお役立ち帳

高齢者の暮らしを支えるサービスの情報をまとめた冊子を作りました。冊子は、公共施設などに設置しているほか、市ホームページからも入手できます。



協議体の紹介

協議体は「地域にあったらいいな！」をかたちにするために、地域の仲間とつながり、話し合い、できることに取り組んでいく地域づくりのチームです。

第2層協議体	活動内容
やしおの東サポート隊 東部地域包括支援センターやしお苑 ☎998-8895	地域で買い物が困難な高齢者のための「買い物バス」の運行
にこっとよりあい会 西部地域包括支援センター ケアセンター八潮 ☎994-5562	花壇整備活動などを通して、人とのつながりややりがいの場づくり
困(こま)ちゃん気にかかけ隊 南部地域包括支援センター埼玉回生病院 ☎999-7717	集いの場の立ち上げ支援やちょっとした困りごとの解決に向けての支援活動
ほくぶ花しあい隊 北部地域包括支援センターやしお寿苑 ☎930-5123	電話による会話を通して、孤立を防ぎ、外出などのきっかけをつくる活動

「地区防災計画」～自分たちのまちの防災計画を作って災害に備えよう～

市では、地域住民による地域の特性に応じた実効性の高い防災対策を図るため、地域の自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」の作成を支援し、計画作成を通して地域コミュニティ活動の活性化と地域防災力の向上に努めています。

問危機管理防災課☎305

「地区防災計画」とは…

地区防災計画は、自分たちのまちに災害が起こることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を一定地区内のみなさんと話し合っ

て災害による被害をできるだけ小さくするには、「自助（自分で身を守る）」「共助（地域やコミュニティで助け合う）」「公助（行政や公的機関が支援を行う）」の連携が不可欠です。

自主防災組織単位で令和元年から作成を開始し、現在、24団体で地区防災計画が完成しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

また、マンション単位で作成を

希望する場合は、お問い合わせください。



悪質商法にご用心！ ご存じですか？八潮市消費生活センター

八潮市消費生活センターは、市民のための身近な消費生活相談の窓口です。

問八潮市消費生活センター☎336

一人で悩まず相談を

訪問販売やインターネット通販による契約のトラブルなど、消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。

専門の相談員が状況に応じて、助言やあっせん（解決のための事業者との交渉のお手伝い）などを行っています。

相談は無料で、電話または面談で行っています。秘密は厳守します。

消費生活相談

回毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～正午、午後1時～4時 ※面談による相談は、事前に電話で日程調整してからお越しください。

場八潮市消費生活センター（市役所2階）

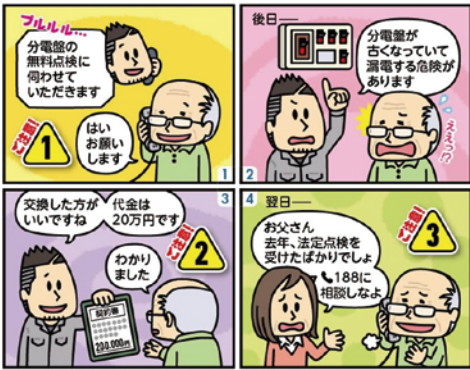
対市内在住・在勤・在学の方

●令和7年度相談内訳

【相談件数】591件

【主な相談内容】通信販売、副業・投資、訪問販売 など

よくある相談事例 分電盤の点検商法にご注意！



©埼玉県消費生活課

- ご注意！1 電話で無料点検を持ちかける業者には安易に点検させない！
- ご注意！2 その場で契約しない！交換の必要性をよく検討
- ご注意！3 クーリング・オフできる場合もあるのですぐに消費生活センターに相談

消費者ホットライン
いやや
☎188

※八潮市消費生活センターが開所していない場合は、埼玉県消費生活支援センターや国民生活センターに繋がります。（年末年始などを除く）

なお、身近な相談事例は、市ホームページをご覧ください。



令和8年度 生涯学習学校開放講座

地域に根ざした学校づくりを目指し、地域の皆さんとコミュニケーションを図るため、次の10講座を開設します。問社会教育課☎365

学校名	講座名	日時	学習内容	定員	参加費	申込期限
潮止小学校	楽しい書道(漢字)～初心者から経験者まで～	9月3日～10月22日(毎週木曜日・全8回) 午前10時～正午	基本の説明、自分の名前、祝儀袋の表書き、漢字(楷書、行書、草書)、漢字作品作り	20人	1,500円(初回集金)	8月17日
	～絵心のないと思っている人でも美しく楽しく描ける～水彩色えんぴつ画	9月3日～10月22日(毎週木曜日・全8回) 午後1時～3時	描き方の基本、「りんご」「花」「好きな物」の絵	20人	1,500円(初回集金)	
	すてきなかな書道で書く俳句と百人一首	10月29日～12月17日(毎週木曜日・全8回) 午前10時～正午	基本の説明、自分の名前、かな(俳句・百人一首)、かな作品作り	20人	1,500円(初回集金)	10月9日
	美しい文字で気持ちが伝わるボールペン字の書き方～パソコンの時代と言えど、毎日書く文字が上手に書けると人生が楽しくなります～	10月29日～12月17日(毎週木曜日・全8回) 午後1時～3時	書き方の基本、ひらがな、たて文字、よこ文字、季節の書、季節のあいさつ	20人	1,500円(初回集金)	
松之木小学校	誰でもできる太極拳講座	9月11日～10月23日(毎週金曜日・全7回) 午後6時30分～8時30分	「楊名時太極拳」および「八段錦」	20人	無料	8月25日
中川小学校	整体講座～心と体の健康～	9月4日～10月23日(毎週金曜日・全8回) 午後6時～8時	気功・太極拳(部分稽古など)	10人	無料	8月18日
大瀬小学校	コーラス講座	10月8日～11月26日(毎週木曜日・全8回) 午後4時～6時	発声練習、練習曲メロディ練習、パート練習、全体練習、合唱練習	30人	無料	9月18日
八潮中学校	はじめての漢詩	9月19日～10月10日(毎週土曜日・全4回) 午前10時～11時30分	漢詩入門、唐詩、日本の漢詩	20人	無料	9月4日
	はじめての論語	10月17日(土)・26日(月)・31日(土)・11月7日(土)・14日(土)・21日(土)・28日(土)・12月5日(土)(全8回) 午前10時～11時30分	論語入門、論語「雍也篇」①～⑦	20人	1,276円(テキスト代)	10月1日
	折り紙教室	10月3日～12月5日(10月17日・24日を除く毎週土曜日・全8回) 午前9時30分～11時30分	福鶴、ランドセル、お地蔵さん、ポックリ、くす玉人形、干支(未)、羊のショーン、胡蝶蘭の花	20人	毎回300円～700円	9月14日

対市内在住・在勤・在学の方

用8月3日から各講座の申込期限までに、電話、はがき（消印有効）、電子メール（✉shakaikyoiku@city.yashio.lg.jp）または市ホームページ内から電子申請で社会教育課へ※申し込み多数の場合、抽選

＜電話、はがき、電子メールの場合＞

希望講座名、開催学校名、氏名（ふりがな）、住所、電話番号（緊急連絡先）を連絡または記入

＜電子申請の場合＞

市ホームページ内「令和8年度生涯学習学校開放講座」から必要事項を入力し送信

●注意事項

一部の講座を除いて、申込者が5人未満の場合や講師の都合などにより講座の中止や内容、日程などを変更する場合があります。



ひとり親家庭支援制度

児童扶養手当などの支援事業についてお知らせします。なお、支援を受けるには一定の条件や審査があります。詳しくは、お問い合わせください。

問①～③=こども政策課☎809、④=東部中央福祉事務所☎048-737-2359

1 児童扶養手当

☑18歳まで（一定の障がいのある場合は20歳未満まで）のこどもを育てているひとり親家庭など

（所得制限あり：申請者や同居者の所得により、手当が支給されない場合があります）

※公的年金を受給する方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

※手当を受けている方は、8月中に現況届の提出が必要です。

【手当額の変更】

4月分から手当額が変更されました。

全部支給額 48,050円

一部支給額 48,040円～11,340円

2人目以降の加算額など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



2 ひとり親家庭等医療費助成

☑ひとり親家庭または、そのこどもを育てている養育者家庭など（所得制限あり：申請者や同居者の所得により、手当が支給されない場合があります）

3 ひとり親家庭自立支援事業

いずれも受講する養成機関への手続き前にこども政策課への相談が必要です。

○教育訓練給付金

☑受講する教育訓練が適職に就くために必要と認められるひとり親家庭の父母

☑医療事務・簿記など、就業に必要な資格を取得するために、受講費用の6割相当額（上限金額は講座内容による）を助成

○高等職業訓練促進給付金

☑児童扶養手当の受給者または同等の所得のひとり親家庭の父母

☑専門的な資格（看護師・保育士など）を取得するため、養成機関で6か月以上修業する場合に、課税世帯月額70,500円、非課税世帯月額100,000円を助成（上限4年のうち最後の1年は40,000円増額）

4 母子および父子並びに寡婦福祉資金

☑ひとり親家庭の父母と寡婦の方

☑お子さんの学費など各種資金の貸し付け（審査あり）

障がいのある方への経済的支援制度

障がいのある方を対象に障がい者手帳の等級などにより、各種経済的支援を行っています。

なお、支援を受けるためには申請が必要です。問障がい福祉課☎434

① 在宅重度心身障がい者手当

☑身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、②③の手当を受けていない方

※施設に入所中の方などを除く。

※住民税課税の場合は支給を停止します。

☑年2回（9月、3月）月額5,000円を支給（障がい者手帳の新規取得または等級変更時の年齢が65歳以上の方は、月額2,500円を支給）

② 特別障がい者手当

☑身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の方や、重度の要介護認定を受けている方など、国が定める障がいの程度に該当する方

※施設に入所中の方および継続して3か月を超えて病院などに入院中の方を除く。

☑年4回（5月、8月、11月、2月）月額30,450円を支給

③ 障がい児福祉手当

☑日常生活で特に制限のある20歳未満の方（身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳A、常時介護を要する精神障がい者など）

☑年4回（5月、8月、11月、2月）月額16,560円を支給

④ 特別児童扶養手当

☑精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のこどもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

☑年3回（4月、8月、11月）1級＝月額58,450円、2級＝月額38,930円を支給

※②～④については、所得制限があります。

所得状況届・現況届の提出をお願いします

②～④を受給している方は、所得状況届・現況届の提出が必要です。対象者には案内を送付しますので、9月11日までに提出ください。

生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について 問社会福祉課☎487

平成25年に国が行った生活扶助基準の引き下げをめぐり、最高裁判決で違法と判断されたことを受けて、国の方針に基づき追加給付を実施します。詳しくは、厚生労働省ホームページまたは、市ホームページをご覧ください。

○給付対象 平成25年8月から令和8年3月までに八潮市で生活保護を受給していた世帯 ※亡くなられた方については対象外

○手続き

・現在も八潮市で生活保護受給中の世帯

通常の生活保護費と併せて追加給付額を支給します（申出不要）。

・過去に八潮市で生活保護を受給していた世帯

市に申出が必要です。詳しくは、市ホームページまたは追加給付相談センターまでお問い合わせください。

申請期限：令和9年7月31日まで（必着）

※8月中は郵送またはマイナポータルからの申請受付のみ。窓口申請受付は9月から令和9年2月まで。

詳しくは、追加給付相談センターへ

☎0120-179-445

（フリーダイヤル）

平日の午前9時から午後5時まで

（8月から10月までは、土・日曜日、祝日も対応）



9月 子育て情報コーナー

※掲載した予定は、休止または、変更になる場合があります。詳しくは、各ひろばにお問い合わせください。
※各事業の内容や今月の開催状況など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



子育てひろば

・9月の休館日：1日(火)=④、24日(木)=② ※祝日は⑤を除いて休館

① やつた子育てひろば ☎080-2242-0200

八潮幼稚園

月・火・木・金曜日 午前10時～午後3時

- ▶身体測定＝毎週月曜日 午前10時～、午後1時～
- ▶敬老の日プレゼントづくり＝11日(金) 午前10時30分～、午後1時30分～ 定15組(当日先着順)▶ボランティアおはなし会＝14日(月) 午前11時～

② はちじょう子育てひろば ☎949-6887

りらーと八條公民館

火～金曜日 午前10時～午後3時

- ▶身体測定＝15日(火)・16日(水) 午前10時～(15日(火)は午後1時30分～も実施)▶幼稚園について先輩ママさんに聞いてみよう＝8日(火) 午前10時30分～▶ボランティアおはなし会＝18日(金) 午前11時～

③ ゆまにて子育てひろば ☎070-3350-1297

ゆまにて

火～金曜日 午前10時～午後3時

- ▶身体測定＝毎週金曜日 午前10時～
- ▶敬老プレゼントづくり＝10日(木) 午前10時30分～ 定15組(当日先着順)

④ おおぜのもり子育てひろば ☎951-3216

みつもり保育園

月・火・木・金曜日 午前9時～午後2時

- ▶身体測定＝24日(木)・25日(金) 午前10時～▶ボランティアおはなし会＝8日(火) 午前11時～▶マラカスづくり＝14日(月) 午前10時～ 定10組(当日先着順)



おおぜのもり子育てひろば

⑤ 駅前子育てひろば ☎951-0285

やしお子育てほっとステーション
毎日 午前10時～午後4時

- ▶身体測定＝15日(火)～17日(木) 午前10時～、午後2時30分～▶保健師健康教育＝8日(火) 午前11時～▶抱っこひもの使い方チェック＝28日(月) 午前11時～

やしお子育てほっとステーション

(所在地：大瀬6-4-1)

●ファミリー・サポート・センター

☎951-0312

☎月～土曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後4時30分
☎生後おおむね6か月から小学校6年生までのお子さんがいる方

◆入会説明会

☎5日(土) 午後1時～2時

☎お子さんの援助を希望する方、
☎援助ができる方

☎定6人(申込順)

※入会説明会、提供会員講習会は開催日3日前までに要予約

◆提供会員講習会

☎5日(土) 午後2時～4時

☎援助ができる方

☎定4人(申込順)

●ホームスタート(訪問型支援)

☎951-0269

☎月～金曜日 午前10時～午後4時

☎就学前の子育て親子

移動児童館

間だいばら児童館

☎090-2283-7384

開催場所	開催日	開催時間
キッズスペース (市役所内)	月～金曜日 (祝日を除く)	午前10時～ 午後4時
八潮メセナ・アネックス 多目的ホールC	10日(木)・24日(木)	午後2時～5時
りらーと八條会議室2	9日(水)・25日(金)	
りらーと八幡研修室1	4日(金)	
りらーと八幡研修室2	2日・16日 30日(各水曜日)	
資料館視聴覚講座室	11日(金)・17日(木) 18日(金)	午前10時～正午 午後1時～5時
	12日(土)・19日(土)	

※キッズスペース(市役所内)は主に就学前のお子さんを対象

ホームスタート

市では、0歳から6歳までのお子さんのいるご家庭に対し、家庭訪問型の支援を実施しています。

☎ホームスタート・やしお(やしお子育てほっとステーション内)
☎951-0269、✉yashiokosodatehot@juno.ocn.ne.jp

ホームスタート(家庭訪問型子育て支援)とは

「初めての子育てで不安」「頼れる人が身近にいない」そのような子育て親子の家庭に、研修を受けた子育て経験者(ホームビジター)が訪問し、子育て親子をサポートする仕組みのことです。

【サポート内容】

- ▶子育ての不安や悩みを聞く▶こどもと一緒に遊ぶ▶一緒に食事を作る▶一緒に買い物や子育てひろばなどに行く など
- ※活動は、フレンドシップを主としたものであり、ベビーシッターや家事代行ではありません。

ホームビジター大募集!

ホームスタートのボランティア員として活動していただける「ホームビジター」を募集します。

同じ子育て経験者として、子育ての手助けをしていただける方は、ぜひ講習会(全14回)にご参加ください。日程などについて詳しくは、お問い合わせください。

【初回説明会】

☎9月3日(木) 午前9時30分～午後1時30分

場八潮メセナ研修室B

☎9月1日までに申込フォーム、窓口、電話または電子メールでホームスタート・やしおへ



申込フォーム

図書館だより

☎りらーと八幡☎995-6215、りらーと八條☎994-5500

新しく入った図書の一部を紹介します。

■一般書 「ブティック」 池井戸潤 著

「有名人の愛読書、読んでみました。」 ブルボン小林 著

■児童書 「おやつできあがり」

彦坂有紀、もりといずみ 作

「かぶとむしがにげた!」 たしろちさと 作

■9月の上映会の日程

りらーと八幡 ▶一般向け＝5日(土) 午後2時～

▶児童向け＝13日(日) 午後2時～

りらーと八條 ▶一般向け＝5日(土)・19日(土) 午後2時～

▶児童向け＝27日(日) 午前10時～

※上映内容など詳しくは、図書館ホームページをご覧ください。

■9月の幼児向けおはなし会の日程

りらーと八幡 毎週水曜日 午前11時～11時30分

りらーと八條 毎週木曜日 午前11時～11時30分

■新着案内配信サービスについて

図書館ホームページでは、あらかじめ興味のあるテーマを登録しておくと、テーマに関する新着資料があった場合にメールでお知らせする「新着案内配信サービス」を利用できます。利用にはパスワードの発行とメールアドレスの登録が必要です。ご希望の方は図書館カウンターへお声かけください。

お知らせ

HOT

コーナー



ハッピーごちゃん®

市役所の電話

996-2111

FAX

995-7367

HOTコーナーに掲載の情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内



会議の傍聴

●第2回八潮市自治基本条例検証委員会

日8月20日(木) 午後2時～
場市役所会議室3-4
内八潮市自治基本条例の検証などについて
定10人（当日先着順）
問市民協働推進課☎328

●第1回八潮市青少年健全育成審議会

日8月21日(金) 午前10時～
場八潮メセナ集会室
内令和7年度青少年健全育成事業報告などについて
定5人（当日先着順）
問社会教育課☎357

●第1回八潮市男女共同参画審議会

日8月24日(月) 午前10時～11時30分
場市役所多目的室
内令和7年度の男女共同参画の推進状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について
定3人（申込順）
申8月3日から21日までに、電話で人権・男女共同参画課（☎811）へ

●第1回八潮市子ども・子育て支援審議会

日8月27日(木) 午後2時～3時30分
場市役所大会議室
内こども計画の進捗状況などについて
定10人（当日先着順）
問こども政策課☎427

●第1回八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

日8月31日(月) 午後2時～
場市役所会議室4-2
内第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業（令和7年度実施事業）の効果検証について
定10人（申込順）
申8月28日までに、電話で企画経営課（☎885）へ

●第2回八潮市市民活動推進委員会

日9月2日(水) 午後2時～
場市役所会議室3-4
内八潮市協働のまちづくり推進事業助成事業の審査およびやしお生涯学習館の大規模改修工事について
定10人（当日先着順）
問やしお生涯学習館☎994-1000

第20回市民意識調査

市が推進している施策に対する市民の満足度や行政への要望などを把握し、今後の施策立案の基礎として活用するために実施します。

日8月31日(月)まで
対無作為に抽出した満18歳（令和8年6月1日現在）以上の市民3,000人
※対象の方には、調査票を郵送します。対象となられた方は、ご協力をお願いします。
問秘書広報課☎226

全国一斉情報伝達試験放送

地震や武力攻撃など、国からの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。
日8月26日(水) 午前11時ごろ
※災害や天候などにより、中止する場合があります。
内チャイムの音に続いて、次の放送が流れます。▶これは、Jアラートのテストです（3回）
▶こちらは、防災やしおです
問危機管理防災課☎804

就学時健康診断

令和9年度入学予定の小学校新1年生を対象に、就学時健康診断を通学予定校で実施します。
日程など詳しくは、市ホームページまたは後日郵送する通知をご覧ください。
※新設の花桃小学校へ入学予定の児童については、現在の通学区の学校にて受診の案内をします。
※病気など、やむを得ない事情

により健康診断を受けることができない場合は、ご連絡ください。
問保健給食課☎352

高額療養費制度の見直し

国の制度改正に伴い、令和8年8月診療分から、高額療養費制度が見直されます。今回の見直しでは、月額自己負担限度額の引き上げと同時に、年間の自己負担限度額が新設されます。
詳しくは、市ホームページまたは資格確認書や資格情報のお知らせに同封しているパンフレットをご覧ください。
問国保年金課☎214



全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

日8月28日(金)～9月3日(木) 午前8時30分～午後7時（29日・30日は午前10時～午後5時）
内こどもをめぐる人権問題についての電話相談
専用電話 ☎0120-007-110
相談担当者 法務局職員、こども人権委員会委員
問さいたま地方法務局人権擁護課☎048-851-1000

老人福祉センターすえひろ 荘お風呂利用の一時中止

日8月31日(月)～9月16日(水)
※施設は開館しています。
問すえひろ荘☎936-9181

八潮らしい家づくりをしましょう

問都市計画課☎368

市では50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、「やしお家づくりデザインマナーブック」を作成しています。

これから家づくりをしたい方や購入を考えている方に対し、家族・地域・街並みのそれぞれの「つながり」をコンセプトに、家や街並みの魅力アップのアイデアを紹介しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



屋外広告物の適正な管理に努めましょう

国では、全国的に9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物の適正化に向けた普及啓発や、違反広告物に対する国民や企業の意識啓発などを行っています。

問都市計画課☎368

近年、老朽化などによる屋外広告物の落下などの事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。表面はきれいな看板に見えても、内部では腐食が進み、落下や倒壊などの事故が生じ、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。管理者は、市の条例を遵守するとともに、屋外広告物を定期的に点検し、適正に管理しましょう。

また、電柱などに貼られた住宅売買のはり紙などは、違反広告物です。市では定期的に撤去していますが、市民ボランティア団体（現在6団体が登録）でも実施しています。活動にご協力いただける方は、ご連絡ください。